

第14章 知的財産権

1. 中国の知的財産権制度

中国の「民法総則」には知的財産権として①著作物、②発明、実用新案、意匠、③商標、④地理に関する表示、⑤営業秘密、⑥集積回路配置図の設計、⑦植物の新品種、⑧法律に定めるその他対象が規定されている（同法第 123 条）。

中国の知的財産権に関する法令には「専利法」（専利は特許、実用新案、意匠を包括的に意味する。以下同じ）、「商標法」、「著作権法」、「コンピュータソフトウェア保護条例」（国務院第 632 号）等がある。

これらの法律は中国における特許権の登録、商標の登録等を規定しており、それが知的財産の紛争予防において重要である。もしそれが侵害された場合は、行政機関による停止命令や没収、人民法院に訴訟を提起する手続きが規定されている。

これまで加工貿易等で飛躍的な経済成長を遂げた中国は、経済成長を維持するためイノベーション促進を国策として長年掲げており、知的財産権分野においても、専利申請数の増加を目標としていた。そんな中、近年の経済成長の鈍化や米中対立の影響を受け、自主的な科学技術の開発が重要視され、かつ知的財産権の数よりも品質が求められるようになってきた。加えて、継続的なイノベーション創出を促進する観点から、法整備や法改正を通じて制度面における透明性の向上や審査基準や管理の厳格化を図ることで、イノベーション創出に向けた環境改善を進めている。

また、日系企業を含め外国企業に対して参入するハードルを軽減することで、中国企業との競争を促し、自国産業の競争力向上を期待している。例えば、直近では 2022 年に「独占禁止法」が改定され、その改定を踏まえ、2023 年 8 月に「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」が改定されたのであるが、その目的の一つとしては知的財産権の利用を定め、国際競争力の向上を目指すためである。さらに、2023 年 5 月に施行された「専利代理信用評価管理弁法（試行）」⁸は、外国企業による知的財産権申請時において必要な代理申請を行う企業を対象に、評価管理方法を明文化することで、外国企業による知的財産権申請の簡易化を図ったものである。

2. 専利権

専利権に関しては基本的に「専利法」、「専利法実施細則」（国務院令第 569 号）、「専利行政法律執行規則」（知的財産局令第 71 号）等がある。専利法の保護対象に、「特許」、「実用新案」、「意匠」の 3 つが含まれる点が中国の特徴である（専利法第 2 条）。国務院特許行政部門（現状は国家知的財産権局）が特許の出願を受理し、審査し、専利権を付与する（専利法第 3 条）。特許権の存続期間は 20 年、実用新案権は 10 年、意匠権は 15 年であり、出願の日から起算する（専利法第 42 条）。

⁸ 「専利代理信用評価管理弁法（試行）」は実証段階の法規のため、今後また一部内容に変更する可能性がある。

「専利法」は、専利権の濫用により競争を排除又は制限し、独占行為を行った場合は「独占禁止法」に基づき処理することを定めている（第 20 条）。専利権の損害賠償金額は実際の損害額や侵害者が得た利益により確定されるが、故意の侵害や情状が重大である場合には損害額の 1 倍以上 5 倍以下の金額を請求できるという懲罰的損害賠償の規定が追加された（第 71 条）。賠償金額を算定することが困難な場合は 3 万元以上 500 万元以下（従来は上限 100 万元）の賠償金を請求できると規定されている（第 71 条）。また、地方の知財管理当局に侵害事業者への立ち入り権限を与えて、行政摘発の強化についても規定されている。

中国に拠点がない外国人や外国企業が中国で専利を出願する場合には「専利代理機構」に委託することになるが、専利代理行為をさらに規範化し、委託者、代理機構、代理人の合法的権益を保障し、特許代理の発展を促すために「専利代理信用評価管理法（試行）」が 2023 年 5 月に施行された。代理機構に信用スコアと評価レベルを導入し、さらに政府公式ウェブサイト上での情報公開により、専利代理機構の利用が透明化かつ簡易化になり、外国企業の専利出願ハードルを緩和し、自国産業の競争力向上を期待している。

中国は政府をあげて専利権の出願登録を勧めており、この傾向は 2001 年から顕著である。2015 年においては日本の 3 倍以上となっているが、利用されていない専利権も多数存在しているため、近年は専利開放許諾（ライセンス・オブ・ライト）制度の整備を進めており、実施料に関するガイドラインが策定された他、現在専利開放許諾による毎年の専利維持費用の減免率を定める「専利法実施細則」の改定案について、現在検証実験を通じて審議中である。

3. 商標権

商標権に関しては基本的に「商標法」、「商標法実施条例」、「商標評議審査規則」（工商行政管理局令第 65 号）等がある。

商標局の審査を経て登録を認められた登録商標が商標専用権として保護を受ける（商標法第 4 条）。登録商標は登録日から 10 年間有効であり、有効期限の 12 ヶ月前より更新できる。期間内更新できない場合はさらに 6 ヶ月の猶予期間があり、それでも更新手続きがなければ登録を抹消する。更新登録した場合、前回満了日より 10 年間延長できる。（商標法第 39 条、第 40 条）。

出願に関しては先願主義を採用しつつも、他人が既に使用している商標を不正に抜け駆けして登録（冒認出願）してはならないとしている（商標法第 31 条、第 32 条）。

最近では商標権の冒認出願が増加しており問題となっている。「冒認出願」とは、出願人の許可を得ずに他人が法に基づき取得又は享受した権利客体（例えば未登録商標、ドメイン名、商号、著作権、姓名権等）を商標として出願する行為である。

例えば使用目的でない商標の大量出願行為である。冒認出願は必ずしも商標法違反になるとは限らない。商標権冒認出願から既存の権利者や利害関係者を保護するために、商標法では既存権利者や利害関係者は、初期査定公告された商標について公告日から 3 ヶ月以内に商標局に異議を申し立てることができる（商標法第 33 条）。

冒認出願された商標がすでに登録された場合は、5 年以内に商標評議審査委員会に当該登録商標の無効宣言を請求することができる。ただし、「馳名商標」（著しく有名な商標、以下同じ）に認定された場合は 5 年以上でも無効宣言が請求できる。（商標法第 45 条）。

さらに悪意のある商標登録出願に対して、状況に応じて警告や罰金等の行政処罰の規定を設けており、加えて、刑事責任が課される場合もある（商標法第 68 条）。

中国に拠点がない外国企業が商標の登録を出願する場合は、商標代理機構に委託をする（商標法第 18 条）。外国で著名な商標について、中国で「馳名商標」を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できず（商標法第 13 条、14 条）、立証資料の作成にかなりの準備が必要である。

なお、中国国外の関連会社（例えば、本社等）が保有する商標権の使用に対して、中国法人がロイヤリティを国外に送金をする場合には、商標局への契約の届け出が必要である（商標法第 43 条）。中国商標局 2023 年 7 月 15 日までの統計データによると、現状有効な商標登録数は 4,453 万件を超えており、その内約 206 万件（4.6%）が中国国外による登録となっている。

4. 著作権

著作権に関しては基本的に「著作権法」（2020 年 11 月 11 日修訂、2021 年 6 月 1 日施行）がある。著作物は公表されているか否かにかかわらず著作権を有する（著作権法第 2 条第 1 項）。中国との間で協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家における外国人の著作物は、最初に中国又は国際条約加盟国で出版された時点で著作権の保護を享受する（著作権法第 2 条第 4 項）。

近年、改正された著作権法においては、著作物とは「文学、芸術、科学の分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式を表現できる知的成果を指す」と定義されている（著作権法第 3 条）。著作物には①文字の著作、②口述、③音楽、演劇、演芸、クイ（quyi、中国の民族芸術）、舞踊、アクロバット作品、④美術、建築、⑤撮影、⑥視聴覚、⑦工事設計図、製品設計図、地図、見取図等の図形、模型、⑧コンピュータソフトウェア、⑨著作物の特徴に合ったその他の知的成果がある（著作権法第 3 条）。

2020 年に修正された著作権法においては、作品種類に関する限定範囲の第六項目の「映画の著作物及び映画製作に類似した方法で創作された著作物」は、「視聴覚著作物」に範囲拡大されている（著作権法第 3 条）。

他人の著作物を使用する場合には著作権者と使用許諾契約を締結しなければならないが、許諾権利の①種類、②専用かどうか、③地理的範囲、④期間、⑤報酬基準、⑥違約責任、⑦その他取り決めに要する内容を定めなければならないが（著作権法第 26 条）、例えば、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、既に公表された著作物を使用する場合など著作権法第 24 条に記載されている条件においては、許諾契約を必要とせず報酬を支払わなくてもよい。（著作権法第 24 条）。

著作権の保護期間は、著作者が自然人の場合には死後 50 年を経過した年の年末までと定められており、法人等それ以外の場合は創作完了又は公表された日から起算して 50 年を経過した年の年末までとなっている。なお、視聴覚著作物は著作者が自然人の場合でも、法人の場合の期間に従うものとする。また、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されていなければ、著作権の保護が受けられない。（著作権法第 23 条）。

著作権侵害が発生した場合、侵害者が権利者に対して、権利者の実質的損失又は侵害者の違法所得に基づいた金額を賠償しなければならない。さらに故意による侵害行為の賠償金は、損害額の 1 倍から 5 倍まで懲罰的な賠償制度を設けている。なお、損害金額が特定できない場合は、情状により 500 元以上 500 万元以下の賠償を判決で定めることが可能である（著作権法第 54 条）。

一方、著作権侵害により公共利益を損害した場合は、主管部門が侵害行為の停止、違法所得や行為設備の没収、ならびに違法経営による所得額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができ、違法経営による所得額がない又は5万元以下の場合は、最大25万元までの罰金を課することができる（著作権法第53条）。

なお、インターネット上で著作物等のコンテンツを提供する行為は、著作権法以外にも「インターネット著作権行政保護弁法」（国家版權局・情報産業部令2005年4月30日）により追加で規定されている。

5. ソフトウェア保護

コンピュータのソフトウェアは著作権法の保護対象であり、別途、国務院が規定する法律に準拠することになっており（著作権法第3条、第64条）、「コンピュータソフトウェア保護条例」（国務院令第632号）が規定されている。なお、「コンピュータソフトウェア保護条例」の内容は基本著作権法と近いが、懲罰項目により追加で最大20万元以下の罰金が求められる。

情報ネットワークを通じて公衆に提供される著作物等は「情報ネットワーク伝達権保護条例」（国務院令第634号）が規定している。例えば、図書館の収蔵物のデジタル化著作物等がその対象である。

6. 知的財産権に関する支援措置

国家知的産権局（CNIPA）は、国家戦略であるイノベーション促進の一環として、知的財産に関する「質」と「量」、その両方の向上を目標として掲げている。それを達成するために、政府としては様々な減免制度や支援制度を設けており、企業や個人の研究開発を促進している。例えば、資力の乏しい個人や法人を対象に専利の出願料や審査料等を70%～85%減免している。ただし、費用の減免に関しては外国籍の個人が中国企業や団体に務めた場合は申請可能だが、中国に登録していない外国企業は申請不可となっている。

一方、グローバル競争力向上のため、知的財産権において外商投資企業にも内国民待遇を適用する方向性になっている。そのため、中国企業か外資企業に関わらず、一般的に適用できる制度も多数存在し、知的財産権の審査期間の短縮、知的財産権を担保にした融資申請、LOR（専利の開放式許諾）による年間登録料の減免等、様々な支援制度がある。

例えば、知的財産権を担保にして融資申請する制度に関しては、近年中国政府が強く推進しており、外資企業の制限がなく、中国に住所がない外国企業でも現地の代理事務所を通じて申請可能である。2022年全国の担保融資件数は28,239件で、全国の85%の地域から担保申請があった。また、活用した中小企業数は18,000企業に上り、2021年より63%増となり、2023年にはさらに10%増を目標としている。新型コロナウイルスの影響により、中小企業の回転資金に対する需要が大きく、特に科学技術分野スタートアップ企業は、この施策を有効活用している。

また、企業の研究開発費用の税控除も近年中国政府が強く推進している。タバコ製造業や不動産業をはじめとする6つの業界以外の企業に対して、研究開発に関わる費用は通常費用計上以外に、その費用の100%が税計算時に追加で損金算入できる。

研究開発により無形固定資産が形成された場合は、当該無形資産の 200%が税引き前に償却できる。この施策は 2015 年の控除率 50%より、加算控除率が年々拡大しており、2023 年 3 月の中国国務院会議にて取り決められた。なお、政策適用対象は居住者企業になるため、中国国内の外商投資企業もこの政策を利用できる。さらに、外国企業に委託した研究開発活動の部分も、全体の控除適用研究開発費用の三分の二を上限として、実際の委託費用の 80%が控除適用できる。加えて、赤字企業が政策適用により税引き前当期損失が拡大されるが、関連税法の規定により将来年度の利益と相殺することができるため、外商投資企業の投資初期段階でも有効活用できるとみられる。

ひとくちメモ 10：商標権の保護的な登録

商標権の抜け駆け登録は、かつて中国企業同士の間にも多発していたが、近年法整備が進むにつれ、ケースが激減している。また、一般消費者から抜け駆け登録された企業に対して擁護する声もよく聞かれる。

それに対し、企業側も抜け駆け登録を防ぐために、事前に関連しそうな商標権も確保するようになった。例えば、中国の有名企業である「アリババ」（中国語で「阿里巴巴」）は、商標権にめぐる訴訟を防ぐために、事前に「阿里爸爸」（アリパパ、後ろ 2 文字同じ発音で父を意味する）や「阿里妈妈」（アリママ、後ろ 2 文字が母を意味する）、さらに「阿里妹妹」（妹）や「阿里奶奶」（おばあちゃん）等の表示が近い商標又は意味的に関連ブランドと想定される商標権を事前に取得していた。

その一方で、企業の不正競争防止や独占禁止の観点から、政府は使用していない商標権を過剰登録する行為を規制している。「阿里妈妈」（アリママ）の商標権も 2015 年に 3 年間使用していないため他社の取り消し申請により撤廃されたが、その後「アリババ」グループの業務展開により配下に戻った。

商標権に限らず、中国で事業を展開する際には、政府機関の意思を理解した上で、臨機応変に対応する必要がある。